

甲府市公共下水道ストックマネジメント計画（第3期）策定業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、甲府市上下水道局が発注する「甲府市公共下水道ストックマネジメント計画（第3期）策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本特記仕様書に明示なき事項等は「設計業務等共通仕様書（山梨県県土整備部 令和6年10月一部改定）」を準用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務における甲府市公共下水道施設は、老朽化による維持管理や更新費用の増大が懸念されているため、甲府市公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、平成29年度から下水道施設全体の維持管理や改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理しているが、進捗状況等を検証し見直すことで、更に事業費の削減や平準化により、持続的な機能確保やライフサイクルコストの低減を図るとともに、ウォーターPPP導入を推進するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者がこの業務を委託するものである。

第3条 履行期限

契約締結の日から令和8年2月27日までとする。ただし、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に業務等に着手すること。この場合において、着手とは管理技術者が本業務の実施のため、監督員との打合せを行うことをいう。

第4条 技術者

本業務の目的を十分に理解したうえで、処理場を有する地方公共団体において、公共下水道のストックマネジメントに関する業務の実務経験が豊かな者及び公共下水道ストックマネジメント計画策定実績のある者で、次の資格を有している高度な技術と知識のある技術者を適正に配置し、監督員に必要な書類を提出すること。

また、技術者は、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）で、直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申請日以前3か月以上の継続した雇用関係があること）がなければならない。

- 2 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門—上下水道—下水道）又は技術士（上下水道部門—下水道）の資格を有すること。
- 3 担当技術者は、次の資格又は下水道法に規定された資格を有する者を配置すること。
管路担当者は、技術士（総合技術監理部門—上下水道—下水道）又は技術士（上下水道部門—下水道）の資格を有する者とする。
土木担当技術者は、技術士（上下水道部門—下水道）の資格を有する者とする。
建築担当技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。
機械電気担当技術者は、技術士（上下水道部門—下水道又は電気電子部門）の資格を有する者とする。
- 4 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、兼ねることはできない。

第5条 業務実績情報システム（テクリス）

受注者は、契約時又は変更時において、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

第6条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程（業務スケジュール管理表）
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む）
 - (10) 使用する主な機器
 - (11) その他

(2) 実施方針及び(11)その他には、設計業務等共通仕様書に基づき、個人情報の取扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。
- 3 照査技術者を定めて、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。なお、照査技術者は、業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 4 受注者は適切かつ厳格な品質管理を行うため、関係法令や規則等を正しく遵守するほか、IS09001（品質管理システム）の資格を取得し、業務着手時にその認証を証明する登録書の写しを監督員へ提出すること。
- 5 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度 監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 6 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第7条 成果物の提出

受注者は、本業務等が完了したときは、成果物（照査技術者による照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

なお、成果物は、使用する計量単位を国際単位（S I）とし、すべて表紙・背表紙ともタイトルを付けて、直接印刷したものとする。

- 2 成果物は、電子データや紙による資料・記録・報告書等を次のとおり提出する。
 - (1) 業務報告書〔A4版〕 黒表紙・金文字製本5部
 - ・甲府市公共下水道事業ストックマネジメント実施方針（第3期）
 - ・甲府市公共下水道事業ストックマネジメント計画
 - ・打合せ議事録、その他関係図書、電子媒体（CD-R）等図面は、A0版又はA1版を基本とし、縮尺等は監督員と協議をすること。
 - (2) その他必要資料・データ 1式
国・県の手続きに必要な図書は、必要部数を納品する。
- 3 電子媒体は、PDF形式及びオリジナルデータ（Word形式、参考資料：管路施設shape形式・処理場等施設Excel形式等）を納品する。また、成果物に文献資料等を引用する際は、著作権侵害等の問題が生じないように、必要な手続きを踏んだうえで、その出典を明示するものとする。

第8条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、本業務等の実施において、関連する関係諸法令や条例等を遵守しなければならない。

第9条 注意事項

- (1) 受注者は、本業務の実施において、本局と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで、適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受注者は、本業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本局に書面により報告し、本局の承認を得ること。
- (3) 受注者は、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日 条例第35号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (4) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、本局に帰属するものとする。なお、文献・その他の資料を引用した場合は、その文献や資料名を明記しなければならない。
- (5) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、本局の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写及び漏洩をしてはならない。
- (6) 本業務の実施期間中は、工程及び組織体制を随時綿密に見直し報告するとともに、履行期間を厳守すること。なお、履行期間の延長は認めない。ただし、本局が認める特別な理由がある場合は、この限りではない。
- (7) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

第2章 業務内容

第10条 作業内容

本業務は、ウォーターPPP導入を推進するとともに、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故における国のあり方を踏まえた中で、下水道施設全体を一体的に捉えた「甲府市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定するため、おおむね次の業務を行うこと。

なお、受注者は、設計図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

2 計画準備

本業務の目的や過去の業務成果などを十分に把握し、「甲府市下水道総合地震対策計画(第4期)令和5年度」と整合を図り、「山梨県生活排水処理施設 広域化・共同化計画 令和6年3月改定」の取組や甲府市公共下水道基本(全体)・事業計画策定業務などと連携をする中で、施設のスペックダウン・ダウンサイジングなど運営管理の効率化や資源の利活用を踏まえて、合理的かつ効率的に作業を遂行するとともに、防災・安全交付金の要件などを整理しながら、質の高い成果を得るための実施方法、体制、工程等の業務履行において必要な事項を検討立案し業務計画書を作成する。

3 管路施設

(1) 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理や現地確認などを行う。

ア 施設情報収集・整理

(ア) 上位計画に関する情報の収集・整理

各種長期計画、下水道ビジョン等を収集し整理する。

(イ) 関連計画に関する情報の収集・整理

下水道計画(全体計画、事業計画)、災害対策計画(地震対策計画、浸水対策計画)、合流改善計画、地球温暖化対策計画等を収集し整理する。

(ウ) 諸元に関する情報の収集・整理

下水道台帳(施設の構造、管種、管径又は内空寸法、延長、能力、土被り)、工事履歴やその完成図書(名称、設置年度、所在地、材質)、改築年度、管路施設の重要度、その他情報等を収集し整理する。

(エ) リスクの検討に関する情報の収集・整理

点検・調査結果、地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度、施設の周辺環境条件等を収集し整理する。

(オ) 点検・調査に関する情報の収集・整理

図面、マンホール目視調査記録、TVカメラ調査記録、施設状態(劣化の程度)、維持管理履歴(修繕記録、事故・道路陥没記録、故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報)等を収集し整理する。

(カ) 修繕・改築に関する情報の収集・整理

経過年数、標準耐用年数、改築費用(又は改築単価)、緊急度・健全度、運転・水質記録等を収集し整理する。

イ 現地踏査

地域特性、土地利用等の状況確認が必要な箇所(点検・調査対象施設・実施時期の再設定に該当する施設など)の現地踏査及び維持管理担当者へのヒヤリングを行う。

ウ 施設情報の更新

収集・整理した施設情報は、監督員と協議のうえ、甲府市上下水道施設設備管理システムに取込める形式で整理する。

(2) リスクの評価

点検・調査や修繕・改築の優先順位等を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模(影響度)及び発生確率(不具合の起こりやすさ)を検討する。

ア リスクの特定

管路施設の点検・調査や修繕・改築で対応するリスクの抽出及び特定をする。

イ 被害規模の検討

事故・故障が発生したときの影響度の評価方法の設定及び被害規模の検証をする。

ウ 発生確率の検討

管路施設における損傷や劣化による事故・故障の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定したうえで検討する。既存の劣化予測式の見直しを検討する。

エ リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。

選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。リスク評価において、被害規模は、既計画の値を基本とする。

(3) 施設管理の目標設定

管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、過年度の事業実施状況を確認した中で、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）とアウトカムを達成するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。

(4) 長期的な改築事業のシナリオ設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用・リスク・執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

ア 管理方法の整理

施設の種類（管きよ、マンホールふた、マンホール、取付管、ます等）ごとの管理方法を整理し、必要に応じて再選定する。

イ 改築条件の再設定

最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、健全率予測式や目標耐用年数による改築時期、改築に必要な費用及び事業量を再設定する。

ウ 最適な改築シナリオの再選定

リスク評価や施設管理の目標設定を踏まえて、複数のシナリオを設定する。費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、甲府市上下水道局の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを再選定する。

エ 長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ

リスクの評価結果を踏まえた優先順位の検討と50～100年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対象施設、実施時期及び概算費用をとりまとめる。

(5) 点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位及び項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

また、実施計画では、事業計画期間を勘案して、おおむね5～7年程度において、どの施設を・いつ・どのように・どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

ア 環境区分の再整理

腐食環境の該当条件を踏まえた環境区分（一般環境下・腐食環境下）の設定を整理し、必要に応じて再設定する。ただし、マンホールふた、取付管、ます等は一般環境下の扱いとする。

イ 点検・調査頻度の再検討

[一般環境下]

過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を再設定するとともに、調査頻度等を踏まえた点検頻度を再設定する。

[腐食環境下]

腐食環境条件等を踏まえた点検の実施頻度を再設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき調査の実施頻度を再設定する。

ウ 優先順位の再検討

[一般環境下]

リスクの評価結果を踏まえた優先順位を再検討し、必要に応じて再設定する。

[腐食環境下]

点検・調査結果や修繕・改築の実施からの情報に基づく優先順位を整理し、必要に応じて再設定する。

エ 点検・調査における単位・項目の再検討

[一般環境下]

清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の再検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目を再検討する。

管路施設の異状の程度の評価基準及び緊急度・健全度の判定基準を再検討する。

[腐食環境下]

一般環境下の考え方に準じる。

オ 点検・調査対象施設・実施時期の再設定

[一般環境下]

優先順位及び事業計画期間を勘案した点検・調査対象施設や実施時期を再設定する。

[腐食環境下]

一般環境下の考え方に準じる。

カ 点検・調査の方法の再検討

[一般環境下]

施設の諸元・特性・リスクの評価結果を踏まえた点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的な組合せを再検討する。

[腐食環境下]

一般環境下の考え方に準じる。

キ 概算費用の算定

[一般環境下]

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえて、事業計画期間を勘案し、おおむね5～7年程度の概算費用を見直して算出する。

[腐食環境下]

一般環境下の考え方に準じる。

ク 点検・調査計画のとりまとめ

「点検・調査計画の策定」の検討結果を点検・調査計画としてとりまとめる。

(6) 関係機関への説明資料作成

必要に応じて、国・県・関係部署等との説明資料などを作成する。

(7) 照査

施設情報の収集・整理内容、施設管理の目標設定理由、リスクの検討内容、点検・調査計画や修繕・改築計画の妥当性、ストックマネジメント実施方針の内容等に関する照査をする。

(8) 報告書作成

管路施設ストックマネジメント計画に係る報告書及び概要書を作成するもので、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等をまとめる。

4 終末処理場・ポンプ場施設

(1) 施設情報の収集・整理

終末処理場・ポンプ場施設の点検・調査の実施及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理や現地確認などを行う。

ア 施設情報収集・整理

(ア) 上位計画に関する情報の収集・整理

各種長期計画、下水道ビジョン等を収集し整理する。

(イ) 関連計画に関する情報の収集・整理

下水道計画（全体計画、事業計画）、災害対策計画（地震対策計画、浸水対策計画）、合流改善計画、地球温暖化対策計画等を収集し整理する。

(ウ) 諸元に関する情報の収集・整理

下水道台帳・施設台帳（施設の構造、形状寸法、形式、能力、容量、仕様等）、工事履歴やその完成図書（名称、設置年度、所在地、材質）、改築年度、施設の重要度、その他情報等を収集し整理する。

(エ) リスクの検討に関する情報の収集・整理

点検・調査結果、地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度、施設の周辺環境条件等を収集し整理する。

(オ) 点検・調査に関する情報の収集・整理

設計図書・竣工図書、施設状態（劣化の程度）、維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録）等を収集し整理する。

(カ) 修繕・改築に関する情報の収集・整理

経過年数、標準耐用年数、改築費用（又は改築単価）、健全度、運転・水質記録等を収集し整理する。

イ 現地調査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視等による施設の確認及び維持管理担当者へのヒヤリングを行う。

ウ 施設情報の更新

収集・整理した施設情報は、監督員と協議のうえ、甲府市上下水道施設設備管理システムに取込める形式で整理する。

(2) リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するため、リスク評価による優先順位等を検討

し、施設管理の最適化を目指した点検・調査及び修繕・改築計画の策定を促進する。

ア リスクの特定

施設の調査や修繕・改築で対応するリスクの抽出及び特定をする。

イ 被害規模の検討

事故・故障が発生したときの影響度の評価方法を設定したうえで、被害規模の検討（機能面、能力面、コスト面の総合評価）をする。

ウ 発生確率の検討

終末処理場・ポンプ場施設における事故・故障の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定し検討する（目標耐用年数を設定し、整理する）。

エ リスクの評価

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。

選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。リスク評価において、被害規模は、既計画の値を基本とする。

(3) 施設管理の目標設定

終末処理場・ポンプ場施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、過年度の事業実施状況を確認した中で、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）とアウトカムを達成するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。

施設管理に関する目標としては、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）を設定する。

(4) 長期的な改築事業シナリオ設定

既改築計画と改築実績の進捗との乖離を考慮し、改築に関する複数のシナリオの中から費用・リスク・執行体制を総合的に勘案して、最適な改築シナリオを設定する。

ア 管理方法の整理

処理場等の能力・系列数、設備台数、設備の役割等を勘案して、管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を整理し、必要に応じて再選定する。

イ 改築条件の再設定

最適な改築シナリオを選定するため、各設備の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数等による改築時期、改築費用及び業務量を再設定する。

ウ 最適な改築シナリオの再選定

リスク評価及び施設管理の目標設定を踏まえて、複数のシナリオを設定する。費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、甲府市上下水道局の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

エ 長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ

「長期的な改築事業シナリオ設定」の検討結果を長期的な改築事業シナリオとしてとりまとめる。

(5) 点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度・項目、単位及び優先順位について検討する。

実施計画では、事業計画期間を勘案し、おおむね5～7年程度において、どの施設を・いつ・どのように・どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。

ア [基本方針]頻度・項目の再設定

点検頻度は、過去の点検項目・内容に準じた周期、過去の管理記録やリスク評価等を参考に再設定する。

健全度を評価するため調査項目を再設定する。

調査頻度は、定期的やリスク評価に基づく優先順位等より再設定する。

イ [基本方針]単位の再設定

点検単位は、設備単位とする。

調査単位は、既計画や事業実施状況を確認した中で、必要に応じて、再設定する。

ウ [基本方針]優先順位の再設定

リスク評価に基づいた優先順位を再設定する。

エ [実施計画]対象施設・実施時期の再検討

対象設備は、終末処理場・ポンプ場の全設備とする。

点検時期は、設備の特性や執行体制等を踏まえて再設定する。

調査時期は、予防保全による対策が検討できる時期とし、リスク評価に応じて、調査時期や頻度を決定して、効率的・効果的に実施する。

オ [実施計画]点検・調査の方法の再検討

点検・調査方法は、点検・調査体制や各設備の調査単位・構造等を考慮して再選定する。

カ [実施計画]概算費用の算定

「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえて、事業計画期間を勘案し、おおむね5～7年程度の概算費用を見直して算出する。

キ 点検・調査計画のとりまとめ

「点検・調査計画の策定」の検討結果を点検・調査計画としてとりまとめる。

(6) 関係機関への説明資料作成

必要に応じて、国・県・関係部署等との説明資料などを作成する。

(7) 照査

施設情報の収集・整理内容、リスク評価の検討内容、施設管理の目標設定理由、長期的な改築事業シナリオ設定の内容、点検・調査計画策定の検討内容、修繕・改築計画策定の検討内容、ストックマネジメント実施方針の内容等に関する照査をする。

(8) 報告書作成

終末処理場・ポンプ場施設ストックマネジメント計画に係る報告書及び概要書を作成するもので、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等をまとめる。

第11条 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針や条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度 受注者が業務打合簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて業務打合簿を作成するものとする。

- 2 着手時、業務等の区切り(3回)及び完成時において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が業務打合簿(進捗工程表を含む)に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、この特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。
- 4 本業務に関する業務打合簿(進捗工程表を含む)の整理は受注者が行い、監督員に提出するものとする。なお、打合せ協議は、必要性がある場合に随時行い、業務の進捗は定期的に報告すること。
- 5 局内や関連機関等との協議・調整など十分な連携を図り、合意形成等における資料の提供に協力すること。
- 6 受託者は、「ワンデーレスポンス」に努めること。
ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日又は適切な期限までに対応することをいう。
なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第12条 業務対象施設

(1) 管路施設

| 管路施設 | 対象の有無等 |
|-------------------|---|
| 対象区域面積 | 4,420.1 ha ^{※1} |
| 管きよ | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 |
| マンホール | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 |
| マンホールふた | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 |
| 取付管 ^{※2} | 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| ます ^{※2} | 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

※1 汚水事業計画：単独公共4,040.4ha、峡東流域関連公共379.7ha

雨水事業計画：単独公共2,994.2ha

※2 部分的に、取付管、ますも「有」

(2) 終末処理場

| | | |
|-------------|--|--------------------------|
| 名称 | 甲府市浄化センター | |
| 位置 | 甲府市大津町1645番地 | |
| 下水排除方式 | 分流式(一部合流式) | |
| 処理方式 | 水処理 | 標準活性汚泥法 |
| | 汚泥処理 | 濃縮→脱水→焼却(一部民間に搬出)→再資源化 |
| 能力 | 日最大計画汚水量 | 122,600m ³ /日 |
| | 既設能力 | 159,500m ³ /日 |
| 沈砂池の有無 | 有 | |
| 供用開始年月 | 昭和55年8月 | |
| 焼却炉の有無 | 1号炉(50t/日)：令和5年度末に稼働停止 2号炉(60t/日)：稼働中 | |
| コンポスト化施設の有無 | 平成24年度に廃止 | |

※対象職種：土木・建築(付帯設備含む)・機械・電気

(3) ポンプ場

| 名称 | 住吉中継ポンプ場 | | 池添ポンプ場 |
|--------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 位置 | 甲府市住吉三丁目28-1 | | 甲府市朝気二丁目1-20 |
| 下水排除方式 | 分流式 | 合流式 | 分流式 |
| 既設処理能力 | 0.383m ³ /秒 | 1.95m ³ /秒 | 1.08m ³ /秒 |
| 沈砂池の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 供用開始年月 | 昭和37年9月 | | 昭和47年6月 |

※対象職種：土木・建築(付帯設備含む)・機械・電気

(4) マンホール形式ポンプ場

120か所(スクリーン3か所を含む)

(5) 樋門等

27か所(31ゲート)

マンホール形式ポンプ場（単独公共）：47 か所

| No. | 名称 (中継ポンプ場) | 設置場所 (付近) | 出力 (Kw) | ポンプメーカー | ポンプ 台数 | ポンプ場 建設 年度 | 自動通報装置 (緊急時) | 通報装置機種 | |
|-----|------------------|---------------|------------|---------------|-----------|------------------|-----------------|--------|--------------------------|
| 1 | 愛宕 | 愛宕町 40-3 | 3.7 | 荏原 | 1 | S50 | 電話・FAX | 新明和 | SV-27 |
| 2 | 朝気 | 朝気 2-1-22 | 1.5 | 荏原 | 2 | H13 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 3 | 湯村第一 | 湯村 3-4-4 | 2.2 | 新明和 | 2 | H4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 4 | 山城第一 | 下今井町 755 | 5.5 | 新明和 | 2 | H4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 5 | 善光寺第二 | 善光寺 1-22-23 | 11 | 新明和 | 2 | H4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 6 | 南部工業団地第一 | 西下条町 1316-1 | 11 | 新明和 | 2 | H4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 7 | 南部工業団地第二 | 小曲町 1029 | 2.2 | クボタ | 2 | H4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 8 | 西田第一 (H28.7 廃止) | 西田町 2-20 | — | — | — | H4 | — | — | — |
| 9 | 古府中第一 (H30.5 廃止) | 古府中町 4910-3 | 3.7 | 新明和 | 2 | H4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 10 | 古府中第二 | 古府中町 4775-1 | 1.5 | 新明和 | 2 | H4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 11 | 塩部第一 | 塩部 2-8-1 | 1.5 | クボタ | 2 | H5 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 12 | 岩窪第一 | 岩窪町 316 | 1.5 | 新明和 | 2 | H5 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 13 | 岩窪第二 | 岩窪町 392-4 | 1.5 | 新明和 | 2 | H5 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 14 | 岩窪第三 | 岩窪町 510-3 | 1.5 | 日立 | 2 | H5 | 電話・FAX | 新明和 | SV-27 |
| 15 | 山城第二 | 小曲町 214-1 | 1.5 | 新明和 | 2 | H6 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 16 | 和田第一 | 和田町 2926-2 | 1.5 | クボタ | 2 | H7 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 17 | 城東第一 | 城東 3-1-7 | 1.5 | 新明和/ クボタ S | 2 | H7 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 18 | 城東第二 | 城東 5-3-9 | 1.5 | 新明和/ クボタ S | 2 | H7 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 19 | 下飯田第一 | 下飯田 2-8-6 | 0.75 | 新明和 | 2 | H7 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 20 | 善光寺第三 | 善光寺 3-6-6 | 1.5 | クボタ T | 2 | H7 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 21 | 古府中第三 | 古府中町 5082 | 1.5 | 新明和 | 2 | H9 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 22 | 善光寺第四 | 善光寺 3-34-1 | 1.5 | 新明和 | 2 | H9 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 23 | 山宮第一 | 山宮町 3582-1 | 1.5 | 新明和 | 2 | H9 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 24 | 古府中第四 (H30.4 廃止) | 古府中町 4901-2 | 0.75 | 鶴見 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 25 | 屋形第一 | 屋形 2-1-13 | 1.5 | 鶴見 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 26 | 羽黒第一 | 湯村 3-17-2 | 3.7 | 新明和 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 27 | 羽黒第二 | 湯村 3-570-16 | 1.5 | 新明和 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 28 | 羽黒第三 | 羽黒町 1053-4 | 1.5 | 新明和 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 29 | 羽黒第四 | 羽黒町 1030 | 1.5 | 新明和 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 30 | 善光寺第五 | 善光寺 3-6-25 | 0.75 | 新明和 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 31 | 国母第一 | 国母 7-12-5 | 1.5 | クボタ S/ 新明和 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 32 | 大里第一 | 大里町 1032 | 1.5 | 日立 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 33 | 和田第二 | 和田町 2967-7 | 2.2 | 日立 | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 34 | 和田第三 | 和田町 2826 | 0.75 | 新明和 | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 35 | 和田第四 | 和田町 2850 | 2.2 | 新明和 | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 36 | 和田第五 | 和田町 2857 | 0.75 | 新明和 | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 37 | 荒川第一 | 荒川 2-10-26 | 1.5 | 新明和 | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 38 | 羽黒第五 | 羽黒町 1003 | 1.5 | クボタ H/ 日立 | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 39 | 羽黒第六 | 羽黒町 670-2 | 1.5 | 日立 | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 40 | 愛宕第二 | 愛宕町 43 | 0.75 | 日立 | 1 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 41 | 和田第六 | 和田町 2716-16 | 1.5 | 新明和 | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 42 | 和田第七 | 和田町 2968 | 0.75 | 新明和 | 2 | H13 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 43 | 德行第一 | 德行 4-16-1 | 0.75 | 日立 | 2 | H13 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 44 | 羽黒第七 | 羽黒町 861-4 | 0.75 | 日立/ クボタ H | 2 | H14 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 45 | 蓬沢第一 (公共:R3 年度) | 蓬沢 1-16-50 | 0.75 | 荏原 | 2 | H15 | 電話 | 新明和 | SV-27 |
| 46 | 住吉第一 (公共:R3 年度) | 住吉 3 丁目 30-14 | 0.75 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 47 | 宝第一 | 宝一丁目 21-29 | 0.75 | 新明和 | 2 | H21 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 48 | 貢川橋 | 上石田一丁目 1-2 | 0.75 | 新明和 | 2 | H26 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 (HiCoPa 一体型) |
| 49 | 古府中第五 | 古府中町 5004 | 0.75 | クボタ | 2 | H31 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |
| 50 | 古府中第六 | 古府中町 5004 | 0.75 | クボタ | 2 | H31 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |

ポンプメーカーの後ろに記号が付いているものは、アタッチメントを使用して接続しているもの
(既設の着脱装置メーカー S:新明和 K:クボタ H:日立 T:西島 E:荏原)

スクリーン（単独公共）：3か所

| No. | 名称 | 設置場所 (付近) | 出力 (Kw) | スクリーンメーカー | スクリーン 台数 | スクリーン 建設 年度 | 自動通報装置 (緊急時) | 通報装置機種 | |
|-----|----------------|------------------------|------------|-----------|-------------|-------------------|-----------------|---------|-------------|
| 1 | 濁川ろ過スクリーン | 朝気 1-2 省路橋 | 11.1 | 巴工業 | 2 | H12 | 電話 | EM・システム | テレロガー |
| 2 | 住吉放流きょスクリーン | 住吉 3-27-10 住吉中継ポンプ場 | 1.5 | 日立 | 1 | H24 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 3 | 濁川ろ過スクリーン(北幹線) | 城東 2-371-2 省路橋 | 1.5 | 巴工業 | 2 | R6 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |

マンホール形式ポンプ場（単独公共・特環甲府）：32か所

| No. | 名称 (中継ポンプ場) | 設置場所 (付近) | 出力 (Kw) | ポンプメーカー | ポンプ 台数 | ポンプ場 建設 年度 | 自動通報装置 (緊急時) | 通報装置機種 | |
|-----|----------------|--------------|------------|--------------|-----------|------------------|-----------------|--------|--------------------------|
| 1 | 上町第一 | 上町 306-1 | 2.2 | 新明和 | 2 | H7 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 2 | 上町第二 | 上町 261-1 | 3.7 | 新明和 | 2 | H7 | 電話 | 新明和 | SV-27 |
| 3 | 上町第三 | 上町 77-2 | 7.5 | 新明和 | 2 | H7 | 電話 | 新明和 | SV-27 |
| 4 | 山城第三 | 上今井町 1412 | 18.5 | 新明和 | 2 | H7 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 5 | 上町第四 | 上町 1426 | 1.5 | 新明和 | 2 | H9 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 6 | 増坪第一 | 上町 1059-1 | 1.5 | 新明和 | 2 | H9 | 電話 | 新明和 | SV-27 |
| 7 | 増坪第二 | 増坪町 791-1 | 1.5 | 荏原 | 2 | H9 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 8 | 増坪第三 | 増坪町 480 | 1.5 | 荏原 | 2 | H10 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 9 | 増坪第四 | 増坪町 264 | 1.5 | 新明和 | 2 | H10 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 10 | 増坪第五 | 増坪町 216-1 | 0.75 | 新明和 | 2 | H10 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 11 | 上町第五 | 上町 1102 | 1.5 | クボタ S | 2 | H10 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 12 | 西油川第一 | 小瀬町 1297 | 2.2 | 新明和 | 2 | H10 | 電話 | 新明和 | SV-27 |
| 13 | 増坪第六 | 増坪町 461-1 | 0.75 | クボタ H/ 日立 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 14 | 増坪第七 | 増坪町 345 | 0.75 | 新明和 | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 15 | 蓬沢第一(公共:R3年度) | 蓬沢 1-16-50 | 0.75 | 荏原 | 2 | H15 | 電話 | 新明和 | SV-27 |
| 16 | 酒折第一 | 酒折 3-3-16 | 1.5 | 新明和 | 2 | H16 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 17 | 山城第四 | 上今井町 1320-11 | 0.75 | 新明和 | 2 | H17 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 18 | 山城第五 | 小瀬町 698 | 0.75 | 新明和 | 2 | H17 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 19 | 山城第六 | 下鍛冶屋町 371-1 | 0.75 | 新明和 | 2 | H17 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 20 | 蓬沢第二 | 蓬沢 1-21-8 | 0.75 | 新明和 | 2 | H18 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 21 | 蓬沢第三 | 蓬沢町 1295-1 | 7.5 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 22 | 横根第一 | 横根町 150-1 | 0.75 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 23 | 横根第二 | 横根町 48 | 1.5 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 24 | 住吉第一(公共:R3年度) | 住吉 3丁目 30-14 | 0.75 | 新明和 | 2 | H19 | 電話 | 新明和 | SV-26 |
| 25 | 西高橋第一 | 西高橋町 383-1 | 0.4 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 26 | 西高橋第二 | 西高橋町 215-2 | 0.75 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 27 | 国玉第一 | 国玉町 1331-1 | 7.5 | 新明和 | 2 | H20 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 28 | 国玉第二 | 国玉町 853 | 3.7 | 新明和 | 2 | H20 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 29 | 桜井第一 | 桜井町 364 | 3.7 | 新明和 | 2 | H21 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 30 | 桜井第二 | 桜井町 632-4 | 2.2 | 新明和 | 2 | H21 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 31 | 桜井第三 | 桜井町 526-7 | 1.5 | クボタ | 2 | H28 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 (HiCoPa 一体型) |
| 32 | 川田第一 | 川田町 741-3 | 0.75 | クボタ | 2 | H29 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 (HiCoPa 一体型) |
| 33 | 川田第二 | 川田町 916-1 | 1.5 | クボタ | 2 | H29 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 (HiCoPa 一体型) |
| 34 | 川田第三 | 川田町 453-2 | 0.75 | クボタ | 2 | H30 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 (HiCoPa 一体型) |

ポンプメーカーの後ろに記号が付いているものは、アタッチメントを使用して接続しているもの
(既設の着脱装置メーカー S:新明和 K:クボタ H:日立 T:西島 E:荏原)

マンホール形式ポンプ場（峡東流域関連公共・特環中道）：38か所

| No. | 名称 (中継ポンプ場) | 設置場所 (付近) | 出力 (Kw) | ポンプメーカー | ポンプ 台数 | ポンプ場 建設 年度 | 自動通報装置 (緊急時) | 通報装置機種 | |
|-----|----------------|--------------|------------|---------|-----------|------------------|-----------------|--------|--------------------------|
| 1 | 食品団地 | 下曽根町 3376-1 | 15 | クボタ | 2 | H7 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 2 | 下向山第 1 | 下向山町 1340-1 | 11 | クボタ | 2 | H8 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 3 | 中村 | 上曽根町 698-2 | 0.75 | クボタ | 2 | H8 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 4 | 下曽根第 1 | 下曽根町 2023-5 | 3.7 | クボタ | 2 | H9 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 5 | 佐久第 1 | 下向山町 1764 | 1.5 | クボタ | 2 | H11 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 6 | 善藤第 1 | 右左口町 1969 | 3.7 | クボタ | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 7 | 善藤第 2 | 右左口町 1485-3 | 11 | クボタ | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 8 | 松本第 1 | 下向山町 2008-1 | 1.5 | クボタ | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 9 | 右左口第 1 | 右左口町 1735-1 | 7.5 | クボタ | 2 | H12 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 10 | 下曽根第 2 | 下曽根町 1069-1 | 1.5 | クボタ | 2 | H15 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 11 | 七覚第 1 | 右左口町 4191 | 11 | クボタ | 2 | H16 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 12 | 七覚第 2 | 右左口町 4715 | 11 | クボタ | 2 | H16 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 13 | 松本第 2 | 下向山町 2029-1 | 1.5 | クボタ | 2 | H16 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 |
| 14 | 右左口第 2 | 右左口町 469-3 | 1.5 | クボタ | 2 | H17 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 15 | 中畑第 1 | 中畑町 839-4 | 5.5 | クボタ | 2 | H17 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 16 | 七覚第 3 | 右左口町 3823 | 0.4 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 17 | 七覚第 4 | 右左口町 3670 | 0.4 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 18 | 下曽根第 3 | 下曽根町 1477-1 | 0.75 | 新明和 | 2 | H19 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 19 | 七覚第 5 | 右左口町 3913 | 1.5 | 新明和 | 2 | H20 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 20 | 中畑第 2 | 中畑町 753-1 | 0.75 | 新明和 | 2 | H20 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 21 | 七覚第 6 | 右左口町 9578 | 1.5 | 新明和 | 2 | H21 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 22 | 七覚第 7 | 右左口町 4353 | 1.5 | 新明和 | 2 | H21 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 23 | 上向山第 1 | 上向山町 166 | 0.75 | 新明和 | 2 | H21 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 24 | 上向山第 2 | 上向山町 39 | 7.5 | 新明和 | 2 | H21 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 25 | 上向山第 3 | 上向山町 175 | 0.4 | 新明和 | 2 | H22 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 26 | 上向山第 4 | 上向山町 197 | 1.5 | 新明和 | 2 | H22 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 27 | 下曽根第 4 | 下曽根町 2680 | 0.75 | 新明和 | 2 | H23 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE |
| 28 | 上向山第 5 | 上向山町 137 | 1.5 | 新明和 | 2 | H24 | FAX | 新明和 | SV-27 |
| 29 | 中畑第 3 | 中畑町 530 | 0.75 | 新明和 | 2 | H27 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 (HiCoPa 一体型) |
| 30 | 中畑第 4 | 中畑町 227 | 0.75 | クボタ | 2 | H29 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000V3 (HiCoPa 一体型) |
| 31 | 佐久第 2 | 下向山町 1664 | 0.75 | クボタ | 2 | H31 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |
| 32 | 佐久第 3 | 下向山町 844-2 | 0.75 | クボタ | 2 | H31 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |
| 33 | 下区第 1 | 上曽根町 3368 | 0.75 | クボタ | 2 | R2 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |
| 34 | 下曽根第 5 | 下曽根町 1116 | 1.5 | クボタ | 2 | R2 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |
| 35 | 下曽根第 6 | 下曽根町 1367 | 0.75 | クボタ | 2 | R3 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |
| 36 | 米倉山第 3 | 下向山町 3157 | 3.7 | クボタ | 2 | R4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |
| 37 | 上向山第 6 | 上向山町 1442-7 | 2.2 | クボタ | 2 | R4 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |
| 38 | 金沢第 1 | 下向山町 4201-2 | 2.2 | クボタ | 2 | R5 | 携帯メール | クボタ | MU - 1000SE (HiCoPa 一体型) |

ポンプメーカーの後ろに記号が付いているものは、アタッチメントを使用して接続しているもの
 (既設の着脱装置メーカー S:新明和 K:クボタ H:日立 T:西島 E:荏原)

排水樋門等：27か所

| No. | 樋門名称 (排水樋門) | 設置場所 (付近) | 排水区名・ 幹線流域 (分区) | 集水 区域 面積 (ha) | 内寸 (上幅*下幅*高さ) | ① 放流先 河川 計画 高水 位 (m) | ② 雨水管 地盤高 (m) | ③ 雨水管 計画高 水位 (m) | ④ 雨水管 管底高 (m) | 製造年 | 備考 |
|-----|----------------|--------------|------------------------|------------------------|------------------|--|------------------------|------------------------------|------------------------|------|------------------------|
| 1 | 荒川第1 | 山宮町 5004-19 | 荒川・ 荒川第一 | 12.40 | 1000*1000*1000 | 4.00 | 6.08 | 3.89 | 3.09 | 1988 | 県住宅供給公社管理 図面無・1ゲート |
| 2 | 荒川第2 | 高畑 1-18-31 | 沼川・ 沼川第七 | 8.07 | 1300*1300*850 | 4.00 | 4.68 | 3.67 | 2.40 | 2003 | 河川占有有 1ゲート・施錠有 |
| 3 | 湯川第1 | 塩部 2-6-7 | 湯川・ 湯川第十 | 20.35 | 1300*1300*850 | — | 2.75 | 1.84 | 0.80 | 1974 | 1ゲート・水位標有 |
| 4 | 大円川第1 | 善光寺 1-4-29 | 大円川・ 高倉川第二 | 19.97 | 1300*1300*1200 | 3.77 | 4.38 | 1.91 | 0.95 | 1998 | 河川占有有 1ゲート・施錠有 |
| 5 | 大円川第2 | 善光寺 1-23-1 | 大円川・ 高倉川第一 | 0.51 | φ600 | 3.77 | 5.09 | 2.57 | 2.09 | 2001 | 1ゲート |
| 6 | 大円川第3 | 善光寺 1-22-31 | 大円川・ 大円川第二 | 1.17 | φ600 | 3.77 | 5.08 | 2.86 | 2.38 | 2001 | 1ゲート |
| 7 | 大円川第4 | 善光寺 1-22-26 | 大円川・ 大円川第二 | 0.62 | φ600 | 3.77 | 3.82 | 1.75 | 1.27 | 2001 | 1ゲート |
| 8 | 大円川第5 | 善光寺 1-28-40 | 高倉川・ 高倉川第一 | 3.09 | φ1000 | 3.77 | 5.38 | 2.73 | 1.93 | 2001 | 1ゲート |
| 9 | 大円川第6 | 善光寺 1-29-16 | 大円川・ 大円川第一 | 0.23 | φ1000 | 3.77 | 5.64 | 3.14 | 2.34 | 2001 | 1ゲート・水位標有 |
| 10 | 大円川第7 | 善光寺 1-28-11 | 高倉川・ 高倉川第一 | 0.57 | φ650 | 3.77 | 6.24 | 2.42 | 1.90 | 2001 | 1ゲート |
| 11 | 濁川第1 | 朝気 2-1-31 | 低地域・ 濁川第一 | 27.38 | 1500*1500*1500 | 3.74 | 4.05 | 3.16 | 1.96 | 1971 | 1ゲート |
| 12 | 濁川第2 | 朝気 2-1-31 | 低地域・ 池添ポンプ場 放流きよ | 15.80 | 1500*1500*1500 | 3.74 | 4.05 | 3.16 | 1.96 | 1971 | 河川占有有 1ゲート・施錠有 |
| 13 | 濁川第3 | 善光寺 1-28-23 | 高倉川・ 高倉川第一 | 21.95 | 2000*2000*1800 | 3.74 | 5.57 | 3.36 | 1.92 | 2002 | 道路河川課管理 1ゲート |
| 14 | 濁川第4 | 増坪町 710-3 | 住吉ポンプ場 放流きよ | 473.97 | 3000*3000*2100 | 3.74 | 6.45 | 3.08 | 1.40 | 1982 | 図面堤内地のみ 2ゲート・施錠有 |
| 15 | 濁川第5 | 増坪町 830-11 | 住吉ポンプ場 放流きよ | — | 1500*1500*1500 | 3.74 | 7.61 | 2.83 | 1.63 | 1972 | 2ゲート・施錠有 |
| 16 | 十郎川第1 | 酒折 2-13-1 | 十郎川右岸・ 十郎川第四 | 0.93 | φ600 | — | 4.39 | 2.73 | 2.25 | 1982 | 道路河川課管理 1ゲート |
| 17 | 十郎川第2 | 酒折 2-4-5 | 十郎川右岸・ 十郎川第四 | 11.36 | 1200*1200*1200 | — | 4.98 | 3.13 | 2.17 | 1982 | 1ゲート |
| 18 | 十郎川第3 | 酒折 1-18-16 | 大円川 大円川第二 | 11.30 | 1200*1200*1000 | — | 5.07 | 2.59 | 1.63 | 1982 | 1ゲート |
| 19 | 貢川 1 | 新田町 17-16 | 貢川・ 貢川第六 | 18.56 | 1000*1000*1000 | 2.90 | 4.08 | 1.09 | 0.29 | 1983 | 河川占有：道路河川課 2ゲート・施錠有 |
| 20 | 貢川 2 | 下飯田 4-10-25 | 貢川・ 貢川第二 | 137.86 | 3500*3500*1950 | 2.90 | 4.25 | 2.29 | 0.73 | 1980 | 河川占有：道路河川課 2ゲート・施錠有 |
| 21 | 沼川第1 | 高畑 2-20-2 | 沼川・ 沼川第六 | 35.24 | 2000*1500*1300 | 2.10 | 3.57 | 2.24 | 1.04 | 1975 | 1ゲート |
| 22 | 沼川第2 | 国母 1-1-2 | 沼川・ 沼川第八 | 15.51 | 1800*1800*1500 | 2.10 | 3.09 | 1.70 | 0.50 | 1972 | 1ゲート |
| 23 | 沼川第3 | 国母 2-21-11 | 沼川・ 沼川第四 | 18.39 | 1300*1300*1300 | 2.10 | 3.98 | 2.54 | 1.34 | 1972 | 1ゲート |
| 24 | 鎌田川第1 | 大里町 9-7 | 鎌田川・— | 0.83 | 1500*1500*1000 | 6.60 | 4.02 | 2.54 | 1.58 | 1982 | 図面無・1ゲート |
| 25 | 鎌田川第2 | 大里町 932-1 | 鎌田川・ 鎌田川第一 | 13.69 | 3000*3000*1750 | 6.60 | 3.65 | 1.93 | 0.49 | 1982 | 河川占有：道路河川課 図面無・1ゲート |
| 26 | 鎌田川第3 | 宮原町 21-13 | 鎌田川・ 鎌田川第二 | 96.32 | 3500*3500*1600 | 6.60 | 3.42 | 2.33 | 1.05 | 1975 | 1ゲート・施錠有 |
| 27 | 鎌田川第4 | 宮原町 110-15 | 鎌田川・ 鎌田川第三 | 5.76 | 1150*1150*900 | 6.60 | 3.53 | 1.97 | 1.33 | 1975 | 1ゲート |
| 28 | 鎌田川第5 | 宮原町 892-6 | 鎌田川・ 鎌田川第五 | 58.64 | 3500*3500*1500 | 6.60 | 3.15 | 2.41 | 1.21 | 1975 | 1ゲート |
| 29 | 流川第1 | 大津町 999-5 | 流川・ 流川第六 | 15.75 | 1700*1700*1300 | — | 4.55 | 1.92 | 0.64 | 1989 | 1ゲート・水位標有 |
| 30 | 流川第2 | 大津町 1436 | 流川・ 流川第四 | 7.32 | 1000*1000*800 | — | 2.03 | 1.59 | 0.95 | 1989 | 1ゲート |

※メーカー：飯田鉄工株



対象区域図

事業計画（污水）：現況

甲府市公共下水道事業計画区域面積：4,420.1ha（単独公共：4,040.4ha、峡東流域関連公共：379.7ha）

